

平成23年6月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合理事長

健康保険及び厚生年金保険の定時決定における被保険者の報酬月額 の保険者算定を行う際の基準の見直しに係る事務取扱について

健康保険組合の円滑な事業運営について、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、健康保険及び厚生年金保険の定時決定における被保険者の報酬月額の保険者算定を行うことが可能な場合が追加されたところであり、その具体的な事務取扱について、次のとおりお知らせします。

なお、この事務取扱について、日本年金機構 兵庫事務センターと協議済であることを申し添えます。

1 保険者算定の基準の見直しの趣旨

被保険者の報酬月額の保険者算定は、定時決定や随時改定の方法等によって報酬月額を算定することが困難又は著しく不当である場合に、保険者が算定する額を報酬月額とするものであり、このうち、「著しく不当である場合」は、従来、原則として①給与の遅配や遡り昇給、②休職、③ストライキの3つの場合に認められてきたものです。

今回、国民の皆様からの御意見、社会保険審査会の裁決、総務省からのあっせん等を踏まえ、より実態に即した取扱いとなるよう、定時決定においては、上記の3つの要件に加え、業種や職種の特性から、4月～6月までの報酬額がその他の時期と比較して著しく変動するような場合も、保険者算定を行うこととされました。

なお、健康保険組合及び日本年金機構は、この保険者算定の見直しに対応する必要がありますが、健康保険組合と日本年金機構との間で見解が分かれた場合は、業種の実態や、従業員の労務の実態により適合した取扱いとなるよう相互に調整を行うこととしています。

2 保険者算定の追加の概要

当年の4月、5月、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合について、保険者算定の対象とします。

3 保険者算定の追加の要件

- (1) 「業務の性質上例年発生することが見込まれる場合」とは、業種や職種の特性上、基本的に毎年4月～6月が繁忙期に当たるため、4月～6月までの期間中の残業手当等が、他の期間と比べて多く支給されることなどを理由として、例年季節的な報酬変動の起こることが想定されることをいいます。
なお、単年度のみなど、業務の一時的な繁忙による報酬の増加等は対象外です。
- (2) 繁忙期が1年間に複数回あったとしても、4月～6月までの報酬月額平均と、前年7月～当年6月までの報酬月額平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差があれば対象とします。
- (3) 同じ事業所のなかでも、人事異動や決算業務のため、4月～6月が繁忙期に当たる部署と当たらない部署がある場合は、繁忙期に当たる部署のみを判断対象とします。
- (4) 2等級以上の差が生じた場合とは、通常の方法で算出した標準報酬月額よりも年間平均で算出した標準報酬月額が低い場合だけでなく、高い場合も対象とします。
- (5) 一時的な報酬変動か、例年起こる季節的な報酬変動か疑義がある場合は、複数年分の報酬月額平均を確認して判断します。

4 報酬月額平均の取扱い

- (1) 前年7月～当年6月までの間の報酬月額平均を計算する際、支払基礎日数が17日以上の月を対象として報酬月額平均を計算します。パートやアルバイトの方は、支払基礎日数が15日以上の月を対象として計算します。
なお、低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は計算対象から除外します。
- (2) 前年7月～当年6月までの間に、前年6月分以前の給与の遅配分を受けたり、さかのぼった昇給により数月分の差額を一括で受けたりする等の事情があった場合の取扱いは、次のとおりです。
 - ① 4月～6月までの間の報酬月額平均を計算するに当たっては、定時決定を行う際の従来からの取扱いと同様です。
 - ② 前年7月～当年6月までの間の報酬月額平均を計算するに当たっては、次のように取扱います。
 - ア 前年6月以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年7月～当年6月までに受けた場合
その遅配分に当たる報酬の額を除いて、報酬月額平均を計算します。
 - イ 前年7月～当年6月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が当年7月以降に支払われることになった場合
その本来支払うはずだった月を計算対象から除外して、報酬月額平均を計算します。

- (3) 前年7月～当年6月までの間に固定的賃金に変動が起こった場合でも、報酬月額 averages の計算対象となる月であれば、固定的賃金の変動が反映された報酬も含めて報酬月額の平均を計算します。
- (4) 今回追加された保険者算定の取扱いを適用するために、報酬月額の年間平均の対象となる月の基準を満たす月数は、前年7月から当年3月までの間に、少なくとも1月以上確保されている必要があります。
- (5) 当年3月までに資格取得した者は、今回追加された保険者算定の取扱いの対象となりますが、当年4月～5月までに資格取得した者は、当年3月までの間に、1年間の報酬月額の平均の計算対象となる月が確保されていないため、対象となりません。
なお、当年6月に資格取得した場合は、当年度の定時決定の対象外となります。
- (6) 一時帰休中の者に係る、今回追加した保険者算定の取扱いは次のとおりです。
- ① 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがある場合
今回追加した保険者算定のルールを適用します。4月～6月までのうち、一時帰休に伴う休業手当等が支払われなかった月における報酬月額の平均と、前年7月～当年6月（一時帰休に伴う休業手当等を受けた月は除く。）までの報酬月額の平均を比較して、標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じれば対象とします。
- ② 当年7月1日時点で一時帰休が解消される見込みがない場合
今回追加した保険者算定のルールは適用されません。
- (7) 標準報酬月額等級区分に2等級以上の差が生じない場合でも、随時改定と同様に、次の事例に該当する場合は、1等級の差でも、今回追加された保険者算定の対象とします。

<健康保険>

- ① 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が124.5万円以上、もう片方の月額が111.5万円以上117.5万円未満の場合
- ② 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が5.3万円未満、もう片方の月額が6.3万円以上7.3万円未満の場合

<厚生年金保険>

- ① 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が63.5万円以上、もう片方の月額が57.5万円以上60.5万円未満の場合
- ② 4～6月の報酬月額の平均と前年7月～当年6月までの報酬月額の平均の、いずれか片方の月額が9.3万円未満、もう片方の月額が10.1万円以上10.7万円未満の場合

- (8) 4月から6月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金に変動が起こり、従前の標準報酬月額等級と比較し2等級以上の差が生じた結果、7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、1年間の報酬月額の平均による保険者算定を行うことはできません。

5 保険者算定の申立手続き

(1) 今回新たに追加された事由に基づく保険者算定を申立てるに当たっては、事業主は、当健康保険組合に対して、その被保険者が保険者算定の要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を提出します。

- ・ 「年間報酬の平均で算定することの申立書」(様式1) 2通(健康保険用・厚生年金保険用) 【カーボン紙を入れて記入してください。】

※ 必ずしも申立書を提出する必要はなく、申立てがない場合は、通常の報酬月額算定のルールに基づいて標準報酬月額を決定します。

(2) 前記(1)の申立書には、保険者算定を申立てることに関する被保険者の同意書を添付します。

- ・ 「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等」(様式2) 2通(健康保険用・厚生年金保険用) 【カーボン紙を入れて記入してください。】

※ 今回追加された事由に基づく保険者算定に関する申立てを事業主が行うことによつて、被保険者に不利益が生じることのないよう、被保険者の同意を必要としています。被保険者の同意がない場合は、その同意がなかった被保険者の標準報酬月額についてのみ、通常の報酬月額算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

(3) 前記(1)の申立てを行う場合、事業主は、該当する被保険者の「被保険者報酬月額算定基礎届」の備考欄に「年間平均」と記載します。

なお、算定基礎届自体の様式に変更はありません。

6 施行期日

この事務取扱については、平成23年4月1日から適用します(平成23年度の定時決定から適用します。)

_____年金事務所長様
兵庫県建築健康保険組合理事長様

年間報酬の平均で算定することの申立書

当事業所は_____業を行っており、毎年、4月から6月までの間は、下記の理由により繁忙期となることから、健康保険及び厚生年金保険被保険者の報酬月額算定基礎届を提出するにあたり、健康保険法第41条及び厚生年金保険法第21条の規定による定時決定の算定方法によると、年間報酬の平均により算出する方法より、標準報酬月額等級について2等級以上の差が生じ、著しく不当であると思料されますので、健康保険法第44条第1項及び厚生年金保険法第24条第1項における「報酬月額の算定の特例」(年間)にて決定していただくよう申立てします。

なお、当事業所における例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等の資料を添付します。

記

○ 理由 _____

平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

連絡先

※ 業種等は正確に記入いただき、理由は具体的に記載をお願いします。

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか、記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所記号		事業所名称	
-------	--	-------	--

被保険者証番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
		昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬月額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】 ※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額 円	前年7月～本年6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

本年4月～6月の合計額 円	本年4月～6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。

被保険者氏名

印

【備考欄】

--

◎ 【標準報酬月額の比較欄】を記入するに当たり、裏面の「記入の方法」を参照のうえ、記入してください。

【記入の方法】

【標準報酬月額と比較欄】の「合計額」及び「平均額」を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数 17 日未満の月の報酬額は除いてください。
- ② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年 4 月～6 月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が 17 日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17 日以上の月がなければ、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
また、「前年 7 月～本年 6 月の合計額、平均額」には、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除いてください。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
 - ア 前年 6 月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いてください。
 - イ 前年 7 月～当年 6 月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除いてください。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入してください。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、算定基礎届をお届けいただくにあたって、年間報酬の平均で決定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
- この用紙は、定時決定にあたり、4、5、6月の報酬の月平均と年間報酬の月平均に2等級以上差があり、年間報酬の平均で決定することに同意する方のみ記入してください。
- また、被保険者の同意を得ている必要がありますので、同意欄に被保険者の自署にて氏名を記入いただくか、記名のうえ押印してください。
- なお、標準報酬月額は、年金や傷病手当金など、被保険者が受ける保険給付の額にも影響を及ぼすことにご留意下さい。

事業所整理記号		事業所名称	
---------	--	-------	--

被保険者整理番号	被保険者の氏名	生年月日	種別
		昭和・平成 年 月 日	

【前年7月～当年6月の報酬月額等の欄】

算定基礎月の報酬支払基礎日数	通貨によるものの額	現物によるものの額	合計
平成 年 7月 日	円	円	円
平成 年 8月 日	円	円	円
平成 年 9月 日	円	円	円
平成 年 10月 日	円	円	円
平成 年 11月 日	円	円	円
平成 年 12月 日	円	円	円
平成 年 1月 日	円	円	円
平成 年 2月 日	円	円	円
平成 年 3月 日	円	円	円
平成 年 4月 日	円	円	円
平成 年 5月 日	円	円	円
平成 年 6月 日	円	円	円

【標準報酬月額の比較欄】 ※全て事業主が記載してください。

従前の標準報酬月額	健康保険	厚生年金保険
	千円	千円

前年7月～本年6月の合計額 円	前年7月～本年6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

本年4月～6月の合計額 円	本年4月～6月の平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

2等級以上 (○又は×)	修正平均額 円	健康保険		厚生年金保険	
		等級	標準報酬月額 千円	等級	標準報酬月額 千円

【被保険者の同意欄】

私は本年の定時決定にあたり、年間報酬額の平均で決定することを希望しますので、当事業所が申立てすることに同意します。 <div style="text-align: right;">被保険者氏名 (印)</div>
--

【備考欄】

--

◎ 【標準報酬月額の比較欄】を記入するに当たり、裏面の「記入の方法」を参照のうえ、記入してください。

【記入の方法】

【標準報酬月額と比較欄】の「合計額」及び「平均額」を算出する場合は、以下にご注意ください。

- ① 支払基礎日数 17 日未満の月の報酬額は除いてください。
- ② 短時間就労者（パート、アルバイト等）の場合は、「本年 4 月～6 月の合計額、平均額」には、支払基礎日数が 17 日以上あればその月の報酬の合計額、平均額を記入してください。17 日以上の月がなければ、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
また、「前年 7 月～本年 6 月の合計額、平均額」には、15 日以上月の報酬の合計額、平均額を記入してください。
- ③ 低額の休職給を受けた月、ストライキによる賃金カットを受けた月及び一時帰休に伴う休業手当等を受けた月を除いてください。
- ④ 給与の支払いに遅配がある場合は
ア 前年 6 月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を前年 7 月～当年 6 月までに受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除いてください。
イ 前年 7 月～当年 6 月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、当年 7 月以降に支払われることになった場合は、その支払うはずだった月を除いてください。
- ⑤ この保険者算定の要件に該当する場合は、「修正平均額」には、「前年 7 月～本年 6 月の平均額」を記入してください。
- ⑥ 上記①～④に該当した場合は、その旨を【備考欄】に記入してください。